



奈良市第4次総合計画

後期基本計画

附属資料

- 1 基本構想
- 2 奈良市附属機関設置条例(抜粋)
- 3 奈良市総合計画審議会規則
- 4 奈良市総合計画審議会委員名簿
- 5 奈良市総合計画策定委員会設置規程
- 6 後期基本計画の策定経過
- 7 関連する市の条例・計画一覧



1. 基本構想

第1章 基本構想策定に当たって

1 基本構想の目的

基本構想の目的は、本市を取り巻く社会経済環境の変化や主要課題に対応しながら、市民と協働して創り上げる本市が目指すべき将来像と、これを実現していく市政運営の基本方針を示すことです。

2 基本構想の目標年度

基本構想の目標年度は、2020年度(平成32年度)とします。

3 基本構想策定の背景

奈良市の主要課題

1. 人口の減少、少子高齢化への対応

【現状】

人口減少と少子高齢化は、経済活動に深刻な影響をもたらすとともに、社会保障制度の維持の困難化、地域社会のせい弱化、既存施設の遊休化など、市民生活にも大きな影響をもたらします。

本市の人口は、1950年代からの高度経済成長期に合わせて、大阪・京都などの大都市への近接性を生かした住宅地が形成されてきたことなどにより、2000年(平成12年)頃までは着実な人口増加を遂げてきました。しかし、近年は全国的な傾向と同様に、本市においても、人口減少と少子高齢化は確実に進行しています。

本市の人口は、2000年(平成12年)の37.5万人(※旧月ヶ瀬村、旧都祁村を含む。)をピークに減少傾向が続き、2010年(平成22年)は36.8万人となっています。

今までの推移から将来人口の見通しを予測すると、2020年(平成32年)には34.1万人、2030年(平成42年)には30.2万人まで減少することが見込まれます。

年齢構成をみても、年少人口(0歳～14歳)は、2010年(平成22年)の4.7万人(12.8%)から2020年(平成32年)には3.5万人(10.3%)まで減少し、生産年齢人口(15歳～64歳)も23.5万人(63.9%)から20.0万人(58.6%)に減少することが予測され、高齢人口(65歳以上)は、8.6万人(23.3%)から10.6万人(31.1%)に推移し、およそ2万人増加することが見込まれています。

【課題】

人口減少社会にあって、今後、人口を維持していくことは容易なことではありませんが、行政サービスを維持するため、ある程度の規模、構造の人口を確保することが必要です。

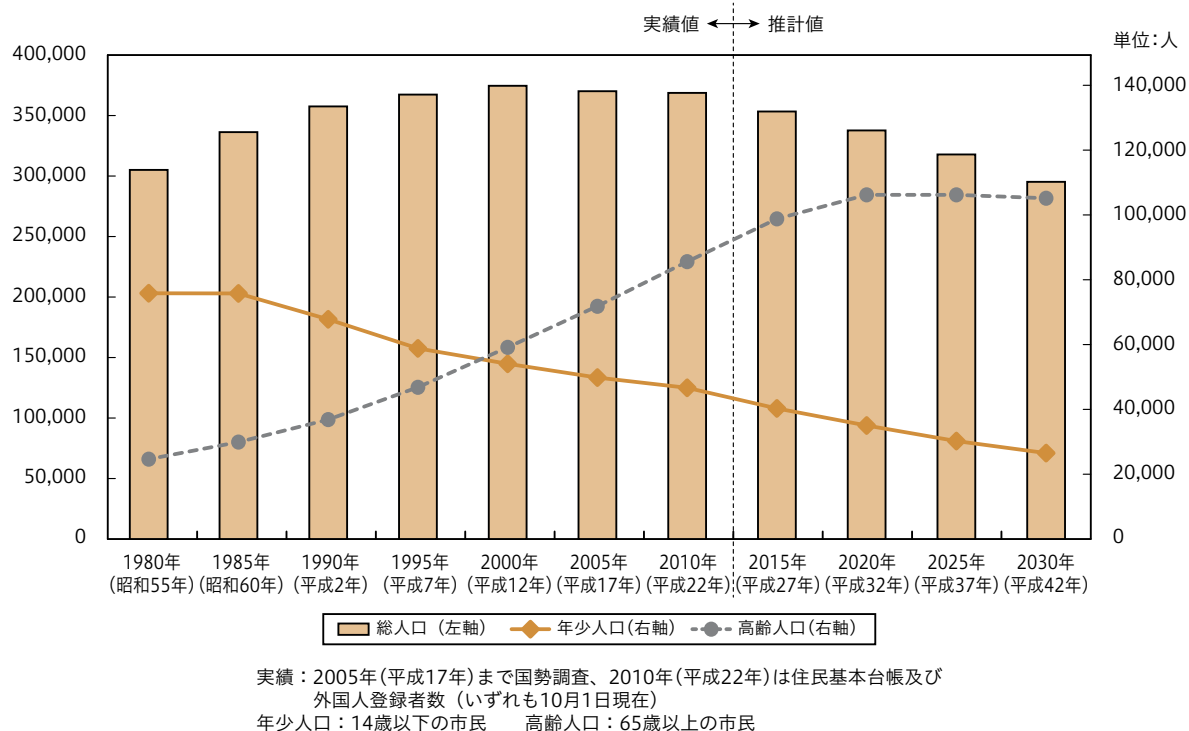
豊かな自然と歴史的環境という本市の魅力に加えて、市民ニーズを満たすサービスを積極的に提供できれば、新しい市民を呼び込むことができます。

また、年齢構造のバランスを考えると、子育て環境、教育環境、住環境、雇用環境等を整備し、特に、若い世代の流入を図ることが必要です。

本市が将来にわたって健全な行財政運営を持続していくためには、若い世代の流入促進及び流出防止、観光客を中心とする交流人口の増加に努めるとともに、様々な施策に取り組むことで人口を確保していく必要があります。

今後、少子高齢化が進む中でも「子どもが健やかに育つ社会」、「高齢者が心身の健康を維持しながら、生きがいを持って豊かに生き生きとして暮らすことができる社会」であり続けることが必要です。

【奈良市の人口推移と推計結果（出生低位）】



2. 財政健全化の推進

【現状】

本市は、職員数の削減や事業の見直し等の行財政改革に取り組んできましたが、社会保障関連経費の増加や市税の減少などにより、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成21年度決算において98.8%（2010年(平成22年)4月1日現在の中核市40市中38位）となっています。この指標は、比率が高いほど本市独自の施策に使える財源が少ないことを示しています。

また、本市の平成21年度末の債務残高は約3,116億円であり、1世帯当たりに換算すると約203万円となり、本市の財政状況は厳しいものとなっています。

【課題】

財政の健全化を図るためには、今まで以上に市職員の意識改革と簡素で効率的な行財政システムの確立が急務となっています。加えて、財政基盤の強化を図るためには、税収入の増加につながるよう、本市経済の安定を図ることが欠かせません。

戦後の高度成長時代には、人口や税収入は右肩上がりでした。しかし、現在の景気は足踏み状態にあり、税収入は減少傾向にあります。

税収入を回復させるためには、産業の振興とそれに伴う雇用の創出が必要ですが、本市では、文化遺産や自然環境の保護の観点もあり、長い間企業や大学等の積極的な誘致を図ってきませんでした。また、主要産業である観光も、年間を通しての安定的な収益の確保には、まだ課題があるといえます。

今後、行政としての機能を維持し、市民の暮らしを守るためには、財政の健全化を推進するとともに、環境への負荷が少なく、奈良にふさわしい産業の振興と活性化による経済基盤の強化に取り組むことが求められています。

3. 環境保全と地域資源の活用

【現状】

大量生産、大量消費の社会システムが、今や地球環境に深刻な影響を及ぼしており、国際的に地球環境問題への取組が進められています。また、社会のグローバル化が進展する中、地域固有の歴史的・文化的環境を大切にしようとする動きも広がっています。

【課題】

本市は、自然環境に恵まれ、今まで受け継ぎ、育まれてきた世界遺産をはじめとする歴史的な文化遺産も極めて豊かです。これらを守るためにも、環境負荷の低減や循環型社会の形成など持続可能な社会の構築に向けた取組が求められます。また、環境の保全や歴史的な文化遺産の保存と併せて、新たな資産の発見・再生にも努めながら、その重要性をしっかりと認識し、掛け替えのない地域の資産として後世に確実に伝えていくことは、奈良に生きる者にとっての責務と考えられます。

そして、これらの資産を観光をはじめとする様々な産業に積極的に活用することによって地域の活力を高めることが重要です。

4. 安全・安心のまちづくりへの対応

【現状】

近い将来、発生確率が高いとされる海溝型地震や近年の異常気象の頻発、また、日常生活を脅かす重大な犯罪件数は昭和期よりはるかに多いことなど、市民生活における問題・不安が拡大しています。

【課題】

本市においても地域コミュニティの希薄化によって、市民間の連携が弱まりつつある現状があります。この先も安心して本市に住み続けることができるように、安全で安心して快適に暮らすことができるまちづくりへの取組が求められています。

5. 行政運営・まちづくりにおける新しいシステムの構築

【現状】

本市では、近年の厳しい財政状況の中で、行政組織の規模や果たすべき役割、民間のノウハウも取り入れた運営手法などを、従来の発想にとどまらず柔軟に考える必要が生じています。

一方で、市民の関心が高まりつつあるボランティア・NPO活動は、様々な地域課題の解決にも主体的な役割を担っています。

これらの状況を踏まえて、本市では、2009年(平成21年)に、市民参画及び協働に関する基本的事項を定めた「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を制定しています。

【課題】

本市においても、従来、行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の役割を市民、NPO、事業者など多様な主体が担いつつあることから、これら新しい公共の担い手と、協働してまちづくりに取り組むことが重要です。

6. 多様な地域特性への配慮

【現状】

2005年(平成17年)4月の合併により276.94km²に拡大した本市の市域には、大阪近郊の良好な住宅地として発展してきた地域、歴史的な文化遺産が数多く存在する地域、森林と農地が大部分を占める地域等様々な特性をもつ地域が混在しています。このような地域特性の違いから、住民ニーズや抱える問題についても、地域差がみられます。

【課題】

それぞれの地域の特性に合わせて施策を展開するためには、地域の状況や住民ニーズをきめ細かく把握して施策に反映させる必要があります。

第2章 まちづくりの基本的な考え方

1 基本理念

本市には、春日山原始林をはじめとする自然環境、平城宮跡をはじめとする歴史的な文化遺産が多く存在しています。これらは、本市の個性を表現し、未来に伝える最も重要な要素であり、市民と手を携えて、守り、育てていかなければなりません。一方で、都市基盤や都市サービスの「仕組み」を整えることも必要です。

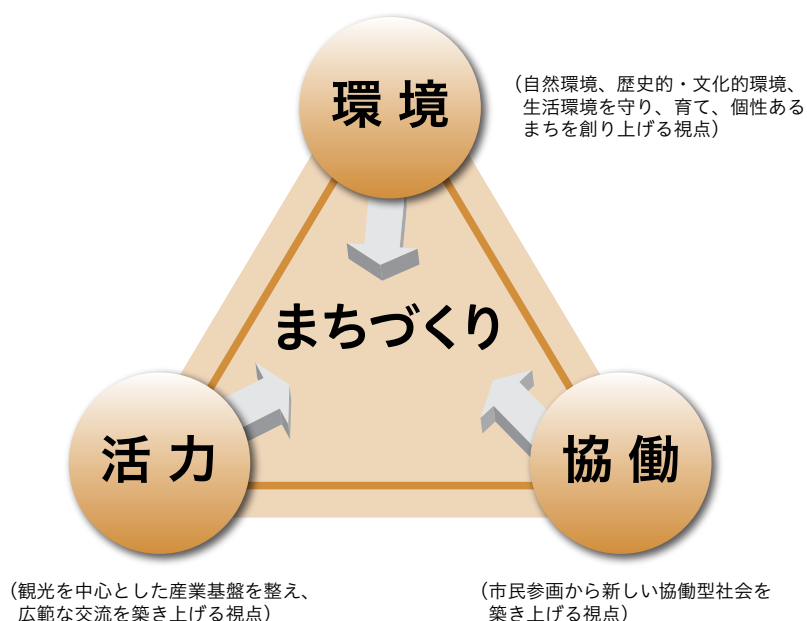
また、長引く不況により、わが国全体に閉塞感が漂い、先行きの見えない時代となっています。観光産業以外の産業基盤が弱い本市にあっては、その状況は深刻なものとなっています。

自然環境や文化遺産の保護、市民の快適な生活、産業や開発については、それぞれを分けて考えるのではなく、両立し合うものと考えて、本市が持続的に発展していけるよう配慮しなければなりません。

さらに、これからのまちづくりは市民参加から協働の時代に移りつつあります。行政主導ではなく、様々な主体と協働しながら地域を担う「ひと」を育て、「まち」を創っていくことが不可欠です。

本市まちづくりの基本として、市民一人ひとりが、身近な環境は自分たちで守り育てるという気概をもって、具体的な行動に結びつけていく「環境」、人々が集い、活発に交流し、にぎわいを創出する「活力」、市民と行政が一体となり、まちづくりができるような社会を築く「協働」の3つの視点で取り組みます。

【まちづくりを進める3つの視点（イメージ図）】



①「環境」の視点

持続可能なまちを創っていくには、本市の自然環境や文化遺産の保護を第一に考える必要があります。それとともに、これらを創造的かつ積極的に活用することが大切です。

同時に、市民の生活環境を安全かつ快適に保たなければなりません。また、都市基盤の整備や都市サービスの充実には、常に「生活環境を整える」という観点から、環境に負荷を与えるような過剰な設備投資は控え、運営の面を含め施設の有効利用を進める必要があります。

「自然環境」、「歴史的・文化的環境」、「生活環境」といった「環境」を守り育てていくことは、そこに住む市民を抜きにしては考えられません。

市民一人ひとりが日々の生活と環境の関係をよく理解し、環境の変化から目をそらすことなく、「自分たちの環境を自分たちで守り育てる」という気概をもって具体的な行動に結びつけていく必要があります。また、そのことが地球環境を守るという意識を醸成することにもつながります。

環境の変化を見逃さないように観測を続けて監視することで、豊かな自然や歴史、身近な生活環境を市民の手で守り、育て、将来世代にわたって全ての市民が愛着を抱くことのできる個性ある持続可能なまちを創り上げていくことを第一の視点とします。

②「活力」の視点

産業の停滞に伴う「雇用の場と機会」の減少は、若者の流出による地域の人口減少の直接的な要因となっています。これが結果的には、地域活力の衰退につながっていることが懸念され、その影響は、個人の生活困難に加えて、地方財政の危機的な状況にまで及んでいます。これを打破することなくして、まちを持続的に発展させていくことはできません。

本市では、今まで環境保護を重視して、開発を伴うような産業などの導入を法に基づき制限してきました。今後もその方向は堅持すべきと考えています。その一方で、将来人口の減少が現実となった現在にあっては、環境保護に留意しつつ、積極的に観光を中心とした産業基盤を整え、広範な交流を築き上げることに取り組むことが求められています。

また、行政や経済界が一体となって地域産業の振興や地域資源の連携、融合による雇用の場や機会を計画的に創造して、市の活力の向上に努める必要があります。

全ての市民と来訪者の広範な交流や産業の導入が可能となる「仕組み（ビジネスモデル）」を整え、市と市民が一体となり活力あふれるまちを創り上げることを第二の視点とします。

③「協働」の視点

協働によるまちづくりとは、まちづくりは行政が主導するのではなく、市民と行政それぞれが役割と責任を分担しながら協力し合って「まち」を創っていくことを意味しています。

市民がそれぞれの立場で行政と連携できる「仕組み」を整え、「まちの経営」を協働により実現する体制を確立していくことを第三の視点とします。

地域主権改革の動きが進む中で、地域社会の維持・発展に地域の自立性が強く求められるようになっていきます。地域の自立性は、地域の人々が様々な地域の条件の下で、経済基盤を確立し、安定した生活ができるようになることが基礎となります。そのために、地方自治体は、都市経営の観点で「選択と集中」により施策の重点的な実施に努め、財政基盤を確立させる必要があります。

今までの行政運営は、公共施設や交通という都市・社会基盤の充実や教育、福祉等の社会サービスの充実が目標でした。そのため、今までは人口の増加や経済の拡大・成長を前提とし、地方財政も比較的豊かであったため、「経営」といった観点は希薄であったといえます。

長引く不況と人口減少・少子高齢化による税収の減少や社会保障費の増大といった厳しい財政状況の中で、地方自治体が基盤の整備とサービスの提供を投資として捉え、その効果を適切に判断しながら、税金という貴重な財源を有効に活用するということは、正に「まちの経営」に当たります。そして、「まちの経営」の前提となるのは、地方自治体の健全な存続にほかならないと考えます。

2 都市の将来像

基本理念に掲げる「環境」、「活力」、「協働」の3つの視点を踏まえ、豊かな環境の中で、市民が相互に、また、多くの来訪者と交流することにより、にぎわいにあふれたまちで生き生きと暮らすことを目指して、次のように都市の将来像を設定します。

市民が育む世界の古都奈良
～豊かな自然と活力あふれるまち～

3 基本方向

都市の将来像「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」の実現に向けて、具体的に取り組むまちづくりの方向性を示します。

①時を超えた歴史と自然を守り、^い活かし、伝えるまち

1300年の時を経て蓄積された歴史・文化や自然環境など、本市がもつ有形無形の魅力を大切に守り、育て、活用するとともに、後世に伝えていくことで、市民一人ひとりが奈良への愛着や誇りを深めることができ、また、国内外から広く注目を集めることができるような魅力あるまちを創造します。

②観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち

歴史的な文化遺産や自然環境などの資源を活用した国際文化観光都市として今までに培ってきた取組について、都市経営の観点に立って抜本的な改革を図り、交流人口の拡大と産業の活性化を目指して、市民や来訪者が本市の魅力に触れながら、生き生きと活動し、交流できる活気あるまちづくりを進めます。

③歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち

「都市は先人の遺産であり、未来世代からの預かりものである」という認識をもち、本市が将来にわたって、過去と未来、都市と自然、利便性と環境保全などが調和した住みやすい都市であり続けるために、過去から現在、そして希望ある未来へとつながる持続可能なまちづくりを進めます。

④いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち

性別や年齢、障がいの有無、文化の違いなどを超えて、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、地域での支え合いや助け合いを通して、誰もが生涯にわたって安全・安心を実感しながら、幸せに生き生きとした暮らしを実現することができるまちづくりを進めます。

⑤世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち

次代を担う子どもたちが良好な環境の下で健やかに育ち、地域のつながりを深め、自助・互助・共助・公助の考え方の下に、市民一人ひとりが主体的に行動し、家族や友人、地域の人たちとの触れ合いを通して、お互いに協力し、支え合うことができるまちづくりを進めます。

⑥市民と行政が協働する健全な財政によるまち

市民・事業者・市民公益活動団体などと行政が、お互いに理解し、信頼関係を深め、協働することにより、それぞれが持っている力を十分に発揮できるまちづくりの環境を整えます。また、人口減少時代にあってもまちの機能を維持し、将来に向けて必要な投資ができる健全な財政基盤を築き、自立した魅力あるまちづくりを進めます。

4 まちの指標

(1) 目標人口

本市が今後も魅力あるまちとして持続的に成長し続けていくことができるように、まちの存在基盤となる規模、構造の人口を確保することが必要です。そこで、これまでの推移から予測される将来人口を基本としつつ、今後の施策展開を着実に実施することによる効果も見込み、基本構想の目標年度である2020年(平成32年)の本市の人口を35万人と設定します。

また、年少人口3.5万人(10.1%)、生産年齢人口20.9万人(59.6%)、高齢人口10.6万人(30.3%)の人口構成を目指します。

【将来人口目標】

		人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口
	2010年 (平成22年) (現況)	368,296人	46,961人 (12.8%)	235,431人 (63.9%)	85,904人 (23.3%)
	2020年 (平成32年) (目標)	350,000人	35,300人 (10.1%)	208,500人 (59.6%)	106,200人 (30.3%)
参考	2020年 (平成32年) 低位推計	337,000人	31,000人 (9.2%)	200,000人 (59.3%)	106,000人 (31.5%)
	2020年 (平成32年) 中位推計	341,000人	35,000人 (10.3%)	200,000人 (58.6%)	106,000人 (31.1%)

低位推計：国立社会保障・人口問題研究所の2006年(平成18年)12月推計における合計特殊出生率の「低位」値を奈良市の実情を踏まえて地域補正したもの(2005年(平成17年):1.15～2015年(平成27年):0.95)を用いた推計値

中位推計：同様に「中位」値を地域補正したもの(2005年(平成17年):1.15～2015年(平成27年):1.11)を用いた推計値

(2) まちづくりの指標

本市では、都市の将来像を実現するためには、人口の定住、転入の促進による人口維持が最も大きな命題と考えています。そこで、それに向けた各種施策の実施効果を総合的に測る指標として、市民のまちへの関わりや意向を反映した5つのまちづくり指標を設定しました。

なお、目標値は一部を除き、人口が増加傾向にあった1998年(平成10年)の値を超えることを目標に設定しています。

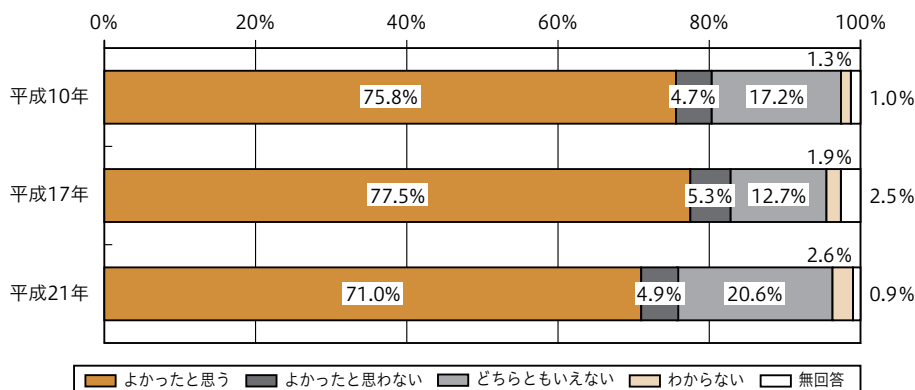
● 住みよさの指標

2009年(平成21年)の市民アンケートでは、71%の市民が「奈良市に住んでよかったと思う」と回答しています。

都市の将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市に住んでよかったと思えるまちを実現することを目指し、2020年(平成32年)には、「奈良市に住んでよかったと思う」市民が80%以上になることを目標とします。

【奈良市次期総合計画策定基礎調査＜市民アンケート＞（2009年（平成21年）1月実施）から】

問１－２ あなたは、奈良市に住んで「よかった」と思いますか。（○は１つ）



●まちへの愛着の指標

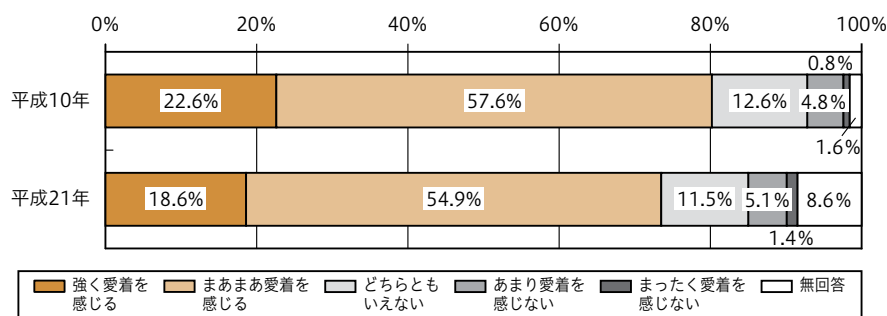
2009年（平成21年）の市民アンケートでは、74%の市民が「奈良市に愛着を感じている」と回答しています。

また、現在、本市が教育の充実のため取り組んでいる施策である幼児教育、義務教育、高等教育や青少年の健全育成については、いずれも「満足」又は「やや満足」と感じている人が25%前後になっています。

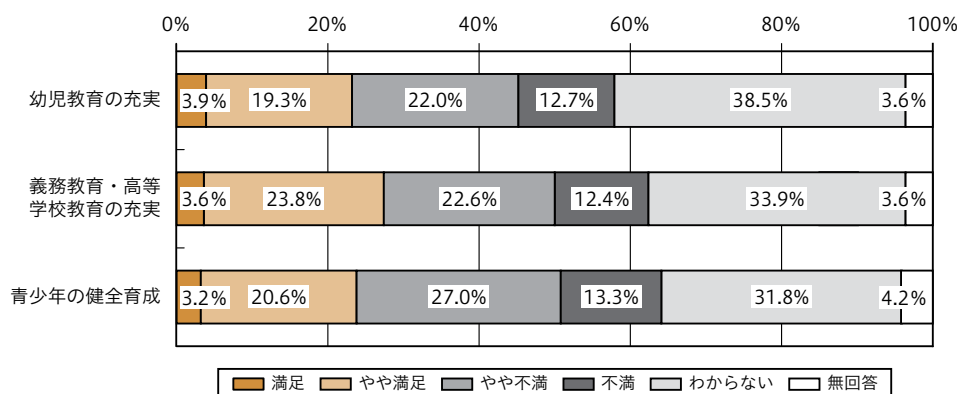
都市の将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市に愛着を感じることができ、まちを実現することを目指し、2020年（平成32年）には、「奈良市に愛着を感じている」市民が80%以上になることを目標とします。そして、次代を担う子どもたちがまちに愛情を注ぐことのできる市民に育つように、市民の教育環境に対する「満足」又は「やや満足」と感じる人が50%以上になるように努めます。

【奈良市次期総合計画策定基礎調査＜市民アンケート＞（2009年（平成21年）1月実施）から】

問１－５ あなたは、奈良市に愛着を感じていますか。（○は１つ）



問２－７ あなたは、奈良市が教育の充実のために取り組んでいる施策について、現状でどの程度満足していますか。（項目ごとに○は１つずつ）



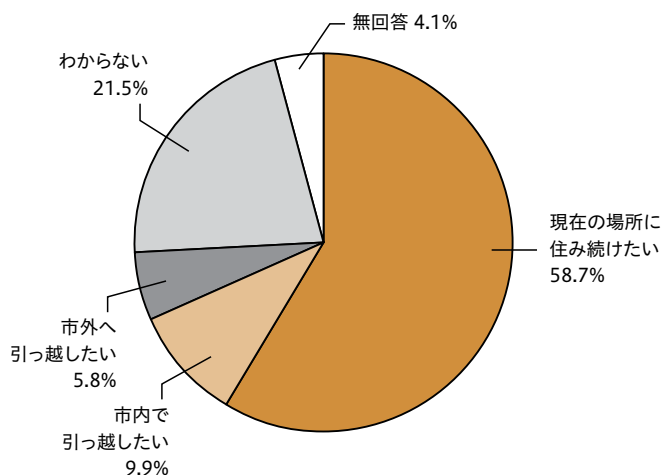
● 定住志向の指標

2009年(平成21年)の市民アンケートでは、69%の市民が「奈良市に住み続けたい」と回答しています。

都市の将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市に住み続けたいと思えるまちを実現することを目指し、2020年(平成32年)には、「奈良市に住み続けたい」と思う市民が80%以上になることを目標とします。

【奈良市次期総合計画策定基礎調査＜市民アンケート＞(2009年(平成21年)1月実施)から】

問1-6 あなたは、現在住んでいるところに、これからも住み続けたいと思いますか。(○は1つ)



● 市政への関心の指標

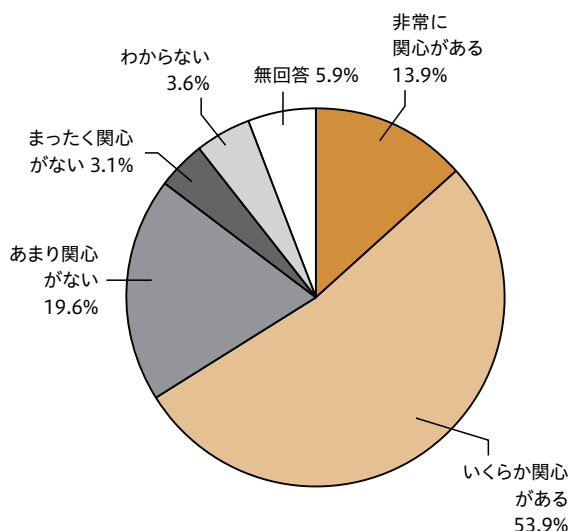
2009年(平成21年)の市民アンケートでは、68%の市民が「市政に関心がある」と回答しています。

また、本市が市民参画のため取り組んでいる施策である市民との協働による市政の推進については、「満足」又は「やや満足」と感じている人が18%となっています。

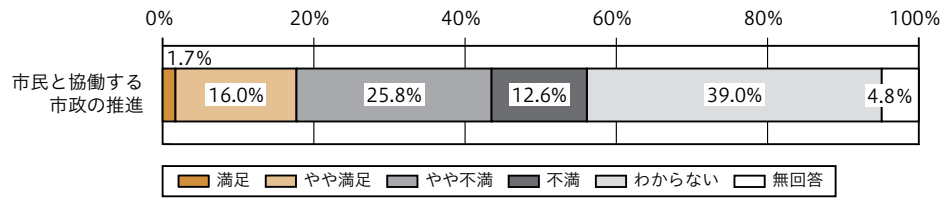
都市の将来像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市の市政や地域のまちづくりに関心をもって、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むまちを実現することを目指し、2020年(平成32年)には、「市政に関心がある」市民が75%以上になることと、50%以上の市民が満足を感じる市政の実現に努めます。

【奈良市次期総合計画策定基礎調査＜市民アンケート＞(2009年(平成21年)1月実施)から】

問6-1 あなたは、市政に関心がありますか。(○は1つ)



問2-5 あなたは、奈良市が市民参画のために取り組んでいる施策について、現状でどの程度満足していますか。（項目ごとに○は1つずつ）



●観光・交流の指標

2009年(平成21年)の奈良市観光入込客数調査報告での奈良市の観光入込客数は1,397万人となっています。また、そのうち宿泊客数は143万人です。

都市の将来像に基づき国際的な観光地としての奈良の魅力あるまちづくりを進めるに当たり、国内外の人たちが奈良市を訪れることが本市の活性化の重要事項であることから、2020年(平成32年)には、観光交流人口（観光入込客数）1,500万人、宿泊客数300万人を目標とします。

第3章 施策の大綱

都市の将来像の実現に向けて取り組む基本方向と施策の大綱（基本計画における章立て）との関係を示したものが、下記の表です。

横軸を「基本構想」の「基本方向」、縦軸を「基本計画」の「章」立てとし、それぞれが交わる箇所には、そこに対応する「基本施策」が入ります。「基本方向」は複数の分野に横断的に関わる場合もあるため、「基本施策」が複数の「基本方向」に入る場合があります。

		基本方向					
		①時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち	②観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち	③歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち	④いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち	⑤世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち	⑥市民と行政が協働する健全な財政によるまち
施策の大綱（基本計画における章立て）	第1章 市民生活			地域コミュニティ、交流	地域コミュニティ、交流 男女共同参画 人権・平和	地域コミュニティ、交流 男女共同参画	地域コミュニティ、交流
	第2章 教育・歴史・文化	文化遺産の保護と継承 文化振興	文化遺産の保護と継承	文化遺産の保護と継承	学校教育 青少年の健全育成	学校教育 青少年の健全育成 生涯学習 文化振興 スポーツ振興	青少年の健全育成 文化遺産の保護と継承
	第3章 保健福祉				地域福祉 子育て 障がい者・見福祉 高齢者福祉 医療 保健	子育て	地域福祉 子育て 高齢者福祉
	第4章 生活環境	環境保全	環境保全	危機管理と地域の安全・安心 環境保全 生活・環境衛生 廃棄物処理	危機管理と地域の安全・安心	危機管理と地域の安全・安心	危機管理と地域の安全・安心
	第5章 都市基盤	土地利用 景観 市街地整備 公園・緑地	景観 交通体系 公園・緑地	土地利用 景観 交通体系 道路 市街地整備 公園・緑地 居住環境 上水道 簡易水道 下水道 河川・水路	土地利用 景観 交通体系 公園・緑地 居住環境 河川・水路		
	第6章 経済	観光	観光 交流（国際交流） 農林業 商工・サービス業 勤労者対策（労働環境） 消費生活		勤労者対策（労働環境） 消費生活	交流（国際交流）	観光 交流（国際交流）
	第7章 基本構想の推進	市政情報の発信・共有、市民参画・協働、情報化、行財政運営					

2. 奈良市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、市長、教育委員会及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 執行機関等の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関等に属するときは、そのいずれかの執行機関等が定めることができる。

【別表（第2条関係）】

附属機関の属する 執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務

3. 奈良市総合計画審議会規則

（目的）

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）第2条の規定により、奈良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任した場合は、委員に委嘱されたものとする。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

（小委員会及び部会）

第3条 審議会に専門の事項についての調査及び審議を行うため小委員会及び部会を置くことができる。

2 小委員会及び部会の長及び委員は、前条の委員のうちから会長が指名する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

4. 奈良市総合計画審議会委員名簿

※五十音順・敬称略

会 長	秋葉 武	立命館大学産業社会学部教授
	伊藤 忠通	奈良県立大学学長
	植野 康夫	奈良商工会議所会頭
	埋橋 玲子	同志社女子大学現代社会学部現代こども学科教授
	梅林 聰介	奈良市自治連合会会長
	岡田 和大	奈良市PTA連合会会長
	木村 秀子	公益社団法人認知症の人と家族の会 奈良県支部副代表
	小山 淳二	日本労働組合総連合会奈良県連合会会長
	坂上 厚彦	奈良市自主防災防犯協議会会長
	佐久間 春夫	立命館大学学生部長・スポーツ健康科学部教授
副会長	佐藤 茂雄	京阪電気鉄道株式会社最高顧問
	佐藤 由美	奈良県立大学地域創造学部准教授
	澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
	下谷 幸司	奈良市旅館・ホテル組合組合長
	谷掛 駿介	一般社団法人奈良市医師会会長
	玉置 寿子	新日本有限責任監査法人
	中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
	中山 徹	奈良女子大学生活環境学部教授
	林 法夫	奈良県健康福祉部次長
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク代表
	藤本 宣史	奈良市保育会会長
	松田 悠介	NPO法人Teach For Japan代表
	山下 憲昭	大谷大学文学部教授
	山本 あつし	クリエイティブ・イントロデューサー／ NPOならそら代表
	山本 善徳	ヒューマンヘリテージ株式会社代表取締役社長
	遊津 隆義	奈良県地球温暖化防止活動推進センター長

小委員会

小委員会 会長	秋葉 武
	伊藤 忠通
	佐久間 春夫
	澤井 勝
	玉置 寿子

第1 部会

部会長	埋橋 玲子
	岡田 和大
	佐久間 春夫
	藤本 宣史
	松田 悠介

第2 部会

部会長	木村 秀子
	澤井 勝
	谷掛 駿介
	林 法夫
	山下 憲昭

第3 部会

部会長	伊藤 忠通
	植野 康夫
	小山 淳二
	佐藤 茂雄
	下谷 幸司
	藤沢 久美

第4 部会

部会長	坂上 厚彦
	佐藤 由美
	玉置 寿子
	中山 徹
	山本 善徳

第5 部会

部会長	秋葉 武
	梅林 聰介
	中川 幾郎
	山本 あつし
	遊津 隆義

5. 奈良市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 市の将来を展望した基本構想、基本計画及び実施計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、奈良市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関し必要な調査審議を行うこと。
- (3) その他総合計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、総合政策部担当副市長をもつて充てる。
- 3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもつて充てる。
- 4 委員は、奈良市庁議規程(昭和40年奈良市訓令甲第5号)第3条に規定する者(市長を除く。)をもつて充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事長及び幹事)

第6条 委員会に、専門的かつ細部にわたる計画事項等の調査研究及び各部内の調整を行うため、幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は、総合政策部長をもつて充てる。
- 3 幹事は、各部の庶務をつかさどる課の長をもつて充てる。

(幹事の会議)

第7条 幹事の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、会議を総理する。

- 2 幹事長は、必要に応じ幹事の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

6. 後期基本計画の策定経過

2014年(平成26年)			
		1月26日	奈良市総合計画審議会 小委員会(第2回)開催
8月18日～ 9月22日	奈良市のまちづくりに関する市民アンケート実施	2月16日	奈良市総合計画審議会 第4部会(第3回)開催
9月24日～ 10月24日	奈良市のまちづくりに関する中学生・高校生アンケート実施	2月18日	奈良市総合計画審議会 第1部会(第3回)開催
9月27日	グループインタビュー(観光活性化・高齢者福祉)実施	2月19日	奈良市総合計画審議会 第2部会(第3回)開催
9月28日	グループインタビュー(都市基盤・環境保護)実施	2月21日	奈良市総合計画審議会 第5部会(第3回)開催
10月4日	グループインタビュー(子育て)実施	2月24日	奈良市総合計画審議会 第3部会(第3回)開催
10月6日	奈良市総合計画審議会(第1回)開催	3月25日	奈良市総合計画審議会 小委員会(第3回)開催
10月10日～ 10月16日	公益活動団体等ヒアリング実施	4月1日～ 4月21日	第4次総合計画後期基本計画(案)に対する意見を募集
10月23日	奈良市総合計画審議会 第2部会(第1回)開催	5月12日	奈良市総合計画審議会 小委員会(第4回)開催
10月25日	奈良市総合計画審議会 第5部会(第1回)開催	5月19日	奈良市総合計画審議会(第2回)開催
10月30日	奈良市総合計画審議会 第3部会(第1回)開催	5月28日	奈良市総合計画審議会会長から市長に第4次総合計画後期基本計画(案)の答申がなされる
11月1日	奈良市総合計画審議会 第1部会(第1回)開催	6月12日	市長が市議会6月定例会に第4次総合計画後期基本計画の議案を提出
11月7日	奈良市総合計画審議会 第4部会(第1回)開催	7月2日	市議会が第4次総合計画後期基本計画の議案を基本計画検討特別委員会に付託
11月11日	奈良市総合計画審議会 小委員会(第1回)開催	11月27日	基本計画検討特別委員会が、第4次総合計画後期基本計画の議案を「原案どおり可決すべきもの」と決定
2015年(平成27年)		11月30日	市議会が第4次総合計画後期基本計画の議案を可決
1月9日	奈良市総合計画審議会 第3部会(第2回)開催		
1月15日	奈良市総合計画審議会 第2部会(第2回)開催		
1月16日	奈良市総合計画審議会 第1部会(第2回)開催		
1月19日	奈良市総合計画審議会 第4部会(第2回)開催		
1月20日	奈良市総合計画審議会 第5部会(第2回)開催		

7. 関連する市の条例・計画一覧

第1章 市民生活

施 策	関連する市の条例	関連する市の計画
1-01-01 地域コミュニティの活性化	・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 ・ 奈良市地域ふれあい会館条例	・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画
1-01-02 市民交流の活性化	・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 ・ 奈良市もてなしのまちづくり条例 ・ 奈良市ボランティアセンター条例	・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 ・ 奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画
1-02-01 男女共同参画社会の実現	・ 奈良市男女共同参画推進条例 ・ 奈良市男女共同参画センター条例	・ 奈良市男女共同参画計画 ・ 奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画
1-03-01 人権と平和の尊重	・ 奈良市人権文化のまちづくり条例 ・ 奈良市人権文化センター条例	・ 奈良市人権文化推進計画 ・ 奈良市人権教育推進についての指針 ・ 奈良市教育振興基本計画

第2章 教育・歴史・文化

施 策	関連する市の条例	関連する市の計画
2-01-01 特色のある教育の推進	・ 奈良市教育センター条例 ・ 奈良市学校給食センター条例	・ 奈良市教育振興基本計画 ・ 奈良市食育推進計画 ・ 奈良市学校規模適正化実施方針 ・ 奈良市幼保再編基本計画
2-01-02 幼児教育の充実	・ 奈良市立こども園設置条例 ・ 奈良市立学校設置条例 ・ 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	・ 奈良市学校規模適正化実施方針 ・ 奈良市教育振興基本計画 ・ 奈良市幼保再編基本計画 ・ 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン
2-01-03 義務教育の充実	・ 奈良市立学校設置条例 ・ 奈良市教育センター条例	・ 奈良市学校規模適正化実施方針 ・ 奈良市教育振興基本計画
2-01-04 市立一条高等学校の教育の充実	・ 奈良市立学校設置条例	・ 奈良市教育振興基本計画
2-02-01 青少年の健全育成	・ 奈良市青少年野外活動センター条例 ・ 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例 ・ 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	・ 奈良市教育振興基本計画 ・ 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン

2-03-01 生涯学習の推進	・ 奈良市公民館条例	・ 奈良市生涯学習推進基本計画
2-03-02 図書館の充実	・ 奈良市立図書館設置条例	・ 奈良市子ども読書活動推進計画 ・ 奈良市教育振興基本計画
2-04-01 文化遺産の保存と活用	・ 奈良市文化財保護条例 ・ 奈良市文化財保存公開施設条例 ・ 奈良市宮跡庭園条例 ・ 奈良市菅原はにわ窯公園条例	・ 奈良市歴史的風致維持向上計画 ・ 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画
2-05-01 文化の振興	・ 奈良市文化振興条例 ・ 奈良市ならまちセンター条例 ・ 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例 ・ 奈良市入江泰吉旧居条例 ・ 奈良市音声館条例 ・ 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例 ・ なら100年会館条例 ・ 奈良市杉岡華邨書道美術館条例 ・ 奈良市西部会館市民ホール条例 ・ 奈良市美術館条例 ・ 奈良市北部会館条例 ・ 奈良市都祁交流センター条例	・ 奈良市文化振興計画 ・ 「東アジア文化都市2016奈良市」実施計画
2-06-01 スポーツの振興	・ 奈良市体育施設条例 ・ 奈良市コミュニティスポーツ施設条例 ・ 奈良市合併記念公園条例	・ 奈良市スポーツ推進計画

第3章 保健福祉

施 策	関連する市の条例	関連する市の計画
3-01-01 地域福祉の推進	・ 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例 ・ 奈良市都祁福祉センター条例	・ 奈良市地域福祉計画
3-01-02 社会保障	・ 奈良市国民健康保険条例	
3-02-01 子育て支援の推進	・ 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 ・ 奈良市子ども医療費の助成に関する条例	・ 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン ・ 奈良市母子家庭・父子家庭等自立促進計画 ・ 奈良市地域福祉計画
3-02-02 ひとり親家庭の支援	・ 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 ・ 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例	・ 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン ・ 奈良市母子家庭・父子家庭等自立促進計画
3-02-03 子育てと仕事の両立支援	・ 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 ・ 奈良市立こども園設置条例 ・ 奈良市立保育所設置条例 ・ 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 ・ 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例 ・ 奈良市児童館条例	・ 奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン ・ 奈良市幼保再編基本計画 ・ 奈良市母子家庭・父子家庭等自立促進計画 ・ 奈良市教育振興基本計画
3-03-01 障がい者・児福祉の充実	・ 奈良市総合福祉センター条例 ・ 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例 ・ 奈良市子ども発達センター条例	・ 奈良市障害者福祉基本計画 ・ 奈良市障害福祉計画 ・ 奈良市地域福祉計画
3-04-01 高齢者福祉の充実	・ 奈良市老人福祉センター条例 ・ 奈良市老人憩の家条例 ・ 奈良市老人軽作業場条例 ・ 奈良市介護保険条例 ・ 奈良市後期高齢者医療に関する条例	・ 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画 ・ 奈良市地域福祉計画
3-05-01 医療の充実	・ 奈良市立診療所設置条例 ・ 奈良市立応急診療所条例 ・ 奈良市病院事業の設置等に関する条例 ・ 奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例	
3-06-01 健康づくりの推進	・ 奈良市保健センター条例 ・ 奈良市総合医療検査センター条例	・ 奈良市21健康づくり ・ 奈良市母子保健計画
3-06-02 健康危機管理	・ 奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例	・ 奈良市食品衛生監視指導計画 ・ 奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画

第4章 生活環境

施 策	関連する市の条例	関連する市の計画
4-01-01 総合的な危機管理	・ 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例 ・ 奈良市防災センター条例	・ 奈良市耐震改修促進計画 ・ 奈良市地域防災計画 ・ 奈良市国民保護計画
4-01-02 消防・救急救助体制の充実	・ 奈良市火災予防条例 ・ 奈良市消防団条例	
4-01-03 交通安全の確保	・ 奈良市自転車等の安全利用に関する条例 ・ 奈良市自転車駐車場条例 ・ 奈良市違法駐車等の防止に関する条例 ・ 奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・ 奈良市交通安全計画
4-01-04 防犯力の充実	・ 奈良市安全安心まちづくり条例 ・ 奈良市暴力団排除条例	・ 奈良市安全安心まちづくり基本計画 ・ 奈良市教育振興基本計画
4-02-01 環境にやさしい社会の構築	・ 奈良市環境基本条例 ・ 奈良市アイドリング・ストップに関する条例	・ 奈良市環境基本計画 ・ 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画 ・ 奈良市地球温暖化対策地域実行計画 ・ 奈良市環境教育基本方針
4-03-01 環境美化の推進	・ 奈良市環境基本条例 ・ 奈良市路上喫煙防止に関する条例 ・ 奈良市ポイ捨て防止に関する条例 ・ 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・ 奈良市環境基本計画 ・ 奈良市一般廃棄物処理基本計画
4-03-02 生活・環境衛生の向上と増進	・ 奈良市火葬場条例 ・ 奈良市墓地条例 ・ 奈良市納骨堂条例 ・ 奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例	・ 新市建設計画
4-04-01 一般廃棄物の処理	・ 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・ 奈良市地域循環型社会形成推進地域計画 ・ 奈良市分別収集計画 ・ 奈良市一般廃棄物処理基本計画 ・ 奈良市生活排水処理基本計画 ・ 奈良市災害廃棄物処理計画
4-04-02 産業廃棄物の処理	・ 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	

第5章 都市基盤

施 策	関連する市の条例	関連する市の計画
5-01-01 計画的な土地利用の推進	・ 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ・ 奈良市住居表示に関する条例	・ 奈良市都市計画マスタープラン
5-02-01 奈良らしい景観の形成	・ なら・まほろば景観まちづくり条例 ・ 奈良市風致地区条例 ・ 奈良市屋外広告物条例 ・ 奈良市地区計画形態意匠条例 ・ 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 ・ 奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例	・ 奈良市景観計画 ・ 奈良市歴史的風致維持向上計画 ・ 奈良市眺望景観保全活用計画 ・ 奈良市都市計画マスタープラン
5-03-01 交通利便性の向上	・ 奈良市レンタサイクル条例	・ 奈良中心市街地公共交通総合連携計画 ・ 奈良市バリアフリー基本構想 ・ 奈良市交通安全計画 ・ 奈良市都市計画マスタープラン ・ 新市建設計画
5-04-01 道路整備の推進	・ 奈良市法定外公共物の管理に関する条例	・ 奈良市都市計画マスタープラン ・ 奈良市橋梁長寿命化修繕計画 ・ 新市建設計画
5-05-01 市街地整備の推進と適正な誘導	・ 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例 ・ 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例	・ 奈良市都市計画マスタープラン
5-06-01 公園・緑地の整備	・ 奈良市都市公園条例 ・ 奈良市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 ・ 奈良市児童遊園条例	・ 奈良市都市計画マスタープラン ・ 奈良市緑の基本計画
5-07-01 居住環境の整備促進	・ 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ・ なら・まほろば景観まちづくり条例 ・ 奈良市営住宅条例 ・ 奈良市改良住宅条例 ・ 奈良市コミュニティ住宅条例 ・ 奈良市営住宅等整備基準条例	・ 奈良市住生活基本計画 ・ 奈良市景観計画 ・ 奈良市耐震改修促進計画 ・ 奈良市営住宅ストック総合活用計画 ・ 奈良市公営住宅等長寿命化計画 ・ 奈良市都市計画マスタープラン

5-08-01 信頼の水道 未来へつなぐラ イフライン	・ 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 ・ 奈良市水道事業給水条例 ・ 奈良市水道事業中長期計画 ・ 奈良市水道事業送配水施設整備計画
5-09-01 下水道の整備	・ 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 ・ 奈良市下水道条例 ・ 奈良市農業集落排水処理施設条例 ・ 奈良市水洗便所設備費助成に関する条例 ・ 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 ・ 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例
5-10-01 河川・水路の整備	・ 奈良市準用河川管理条例 ・ 奈良市都市下水路条例 ・ 奈良市法定外公共物の管理に関する条例

第6章 経済

施策

6-01-01 観光力の強化

- ・奈良市もてなしのまちづくり条例
- ・奈良市柳生の里観光施設条例
- ・奈良市ならまち格子の家条例
- ・奈良市観光自動車駐車場条例
- ・奈良市針テラス情報館条例
- ・奈良市温泉施設条例
- ・奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例
- ・奈良市月ヶ瀬梅林公園条例
- ・奈良町からくりおもちゃ館条例
- ・奈良町にぎわいの家条例

関連する市の計画

- ・奈良市観光交流推進計画
- ・奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画
- ・新市建設計画

6-02-01 国際交流の活発化

- ・奈良市もてなしのまちづくり条例
- ・奈良市グリーンホール条例

6-03-01 農林業の振興

- ・奈良市特産品等直売施設条例
- ・奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設条例
- ・奈良市農林漁業体験実習館条例
- ・奈良市農産物加工センター条例
- ・奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例
- ・奈良市伝統的家屋交流施設条例

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
- ・奈良農業振興地域整備計画
- ・奈良市水田フル活用ビジョン
- ・奈良市地産地消基本計画
- ・奈良市地産地消促進計画
- ・新市建設計画

6-04-01 商工・サービス業の振興

- ・なら工芸館条例

- ・奈良市創業支援事業計画

6-05-01 勤労者福祉の向上・就労機会の確保

- ・奈良市勤労者総合福祉センター条例

6-06-01 消費者保護の推進

第7章 基本構想の推進

施 策	関連する市の条例	関連する市の計画
7-01-01 開かれた市政の推進	・ 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ・ 奈良市財政状況の公表に関する条例 ・ 奈良市情報公開条例 ・ 奈良市個人情報保護条例 ・ 奈良市特定個人情報保護条例	・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 ・ 新市建設計画
7-02-01 市民との協働による市政運営	・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 ・ 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例 ・ 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画
7-03-01 情報化の推進		・ 奈良市情報システム最適化計画
7-04-01 効率的な行財政運営	・ 奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例 ・ 奈良市債権管理条例 ・ 奈良市行政組織条例 ・ 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 ・ 奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例	・ 奈良市行財政改革重点取組項目 ・ 奈良市公共施設等総合管理計画 ・ 奈良市定員適正化計画

奈良市章



奈良市の市章は 1903 年（明治 36 年）5 月に制定されました。

「あをによし奈良の都は咲く花の薫ふがごとく今盛りなり」と万葉集に歌われた、
ゆかり深い奈良八重桜をかたどっています。

市 民 憲 章

- 奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい
自覚と誇りに生きましょう。
- 奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。
- 奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。
- 奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。
- 奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。

奈良市第4次総合計画 後期基本計画 市民が育む世界の古都奈良 ～豊かな自然と活力あふれるまち～

発 行 日 2016 年 2 月

発 行 奈良市

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

TEL 0742-34-4786

企画・編集 奈良市総合政策部総合政策課

